

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿児島市	就農・漁業	新規就農者支援対策事業(就農支援)	<p>★ 本市で就農するにあたり、必要な農業技術や経営管理能力の習得のための研修を実施します。</p> <p>【市民農業塾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就農基本コース <ul style="list-style-type: none"> ・研修期間 4ヶ月で10日間程度 ○就農実践コース <ul style="list-style-type: none"> ・研修期間 9ヶ月で15日間程度 <p>研修要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 年齢が18歳以上70歳未満の方 ② 研修終了後、本市に居住し、就農することを目標とする方 <p>【基礎研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修期間 3ヶ月 <p>研修要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 野菜、花きでの就農を希望する方 ② 年齢が18歳以上55歳未満の方 ③ 研修終了後、本市に居住し、農業に従事する予定の方 <p>※市民農業塾、基礎研修ともに研修場所は鹿児島市都市農業センター</p> <p>【先進農家研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修期間 3ヶ月～6ヶ月 <p>研修要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 野菜、花き、果樹、畜産などでの就農を希望する方 ② 年齢が18歳以上50歳未満の方 ③ 研修終了後、本市に居住し、農業に従事する予定の方 <p>※研修場所は、市内の先進農家</p>
鹿児島市	就農・漁業	新規就農者支援対策事業(施設整備)	<p>★ 就農初期の経営安定を図るため、生産施設(ビニールハウス)の設置及び農業機械等の購入補助を行います。</p> <p>・補助率 3/4以内(限度額250万円)</p> <p>実施要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳未満の新規就農者 <p>他にも要件がありますので、詳細はお問い合わせください。</p>
鹿児島市	就農・漁業	鹿児島市遊休農地バンク(遊休農地活用推進事業)	<p>★ 新規就農者等の担い手に農地を集約するため、遊休化している農地情報について幅広く情報発信する遊休農地バンクを運営します。詳細は鹿児島市ホームページ(産業・ビジネス)をご覧ください。</p> <p>利用対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 鹿児島市内で新たに農業を営もうとする方 ② 鹿児島市内に居住する農業を営む方で農業経営の規模拡大等を図ろうとする方 ③ その他市長が特に利用を認める方
鹿屋市	就農・漁業	新規就農者就農支援事業	<p>★ 鹿屋市に居住または今後、鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者を対象に就農支援資金を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者 ・年齢18歳以上50歳未満の者 ・研修終了後直ちに農業に5年以上従事する者 ・市税の滞納がない者 <p>(1) 農業研修資金 新規就農者が、市長が適当と認めた生産組織等で行う就農のための農業研修に必要な資金を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修期間 原則1年間。ただし、市長が特に認める場合は研修期間を延長可。 ○助成額 単身での研修:月額15万円以内、夫婦での研修:月額20万円以内 ※ただし、国の農業次世代人材投資資金(準備型)の給付要件を満たす者は、原則としてその手続きを行うこと。 <p>(2) 就農開始資金 新規就農者が、(1)の研修後就農するために必要な経費を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就農開始資金 50万円(就農開始時1回限り)
鹿屋市	就農・漁業	かのや農援隊 無料職業紹介所	<p>★ 農家の求人情報(アルバイト含む)をSNS等で公開し、農業に関心のある市内外の求職者とのマッチング(雇用契約を締結)を支援します。</p> <p>(1) 対象者及び職種範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○求職者は、鹿屋市内に居住する者及び居住を予定している者並びに鹿屋市内に就職を希望する者であること ○求人者は市内農家であること ○求人及び求職の職種が農業であり、就業場所が鹿屋市内であること <p>(2) 設置場所 鹿屋市役所 農林商工部 農林水産課内</p> <p>(3) 開設時間 午前8時30分から午後5時15分 (土・日・祝・年末年始を除く)</p> <p>(4) 手数料 無料</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	就農・漁業	鹿屋市農業未来バンク	<p>★ 既に離農又は近い将来離農を予定している市内農業者が所有する農業用遊休資産情報をSNS等で公開し、新規農業参入者や規模拡大を考えている農業者等への資産継承を支援します。</p> <p>(1) 取扱資産の範囲</p> <p>① 農業用遊休資産 既に使用されなくなった、又は今後、使用されなくなると見込まれる畜舎、ハウス、農業用機械、農業用設備等</p> <p>② 遊休農地 既に使用されなくなった、又は今後、使用されなくなると見込まれる畜舎、ハウス、農業用設備等が立地している土地</p> <p>(2) 登録期間 登録の日から3年を経過する日の属する年度の末日まで</p> <p>(3) 交渉及び売買の手続き 農業未来バンクは情報の紹介や必要な連絡調整は行うが、遊休資産等の登録者と利用希望者間の売買等に関する交渉及び契約に関する仲介行為は行わない。</p>
鹿屋市	就農・漁業	農業後継者就農支援事業	<p>★ 耕種の農業後継者(U・Iターン者を含む)が経営面積の拡大や省力化に取り組む際に必要となる農業用機械や施設の導入に要する経費の一部を支援します。</p> <p>(1) 対象者 下記①～⑦の全てに該当する方</p> <p>① 鹿屋市内に居住している方</p> <p>② 下記のいずれかに該当する方 ・親(3親頭以内の家族含む)の経営を継承した方 ・親の経営を継承すべく親元で農業に従事している方</p> <p>③ 親から農業経営を継承する場合は、継承時の年齢が50歳以下である方</p> <p>④ 家族経営協定を事前申請前までに締結している方</p> <p>⑤ 農業次世代人材投資資金を受給していない方</p> <p>⑥ 市税の滞納のない方</p> <p>⑦ U・Iターン者の場合は、住民票を鹿屋市に移す前に、1年以上市外に住民票を有し、令和2年4月以降に転入した者であって、転入後、鹿屋市内で5年以上農業に従事することを確約した方(新規学卒者を除く)</p> <p>(2) 補助率 補助対象経費の10分の3以内(限度額200万円) ※但し、U・Iターン者の後継者は、補助対象経費の2分の1以内(限度額200万円)</p> <p>(3) 補助対象経費 農地の規模拡大や作業の省力化、新規品目の作付等を行う際に必要となる農業用の機械や施設(事業費が50万円以上のもの)</p>
鹿屋市	就農・漁業	畜産担い手定着促進事業	<p>★ 鹿屋市に居住または今後、鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者を対象に、就農支援資金を助成します。</p> <p>○対象者 ・年齢18歳以上50歳未満で就農意欲が高いと市長が認める者 ・研修終了後直ちに農業に5年以上従事する者</p> <p>(1) 農業研修資金 新規就農者が、市長が適当と認めた生産組織等で行う就農のための農業研修に必要な資金を助成します。</p> <p>○研修期間 原則2年間。ただし、市長が特に認める場合は研修期間を延長可。</p> <p>○助成額 単身者:月額15万円以内、夫婦世帯:月額20万円以内</p> <p>(2) 就農開始資金 新規就農者が、(1)の研修を終了後1年以内に就農するために必要な経費を助成します。</p> <p>○助成額 100万円以内</p>
枕崎市	就農・漁業	農業次世代人材投資事業(経営開始型)	<p>★ 本市移住者で50歳未満の独立・自営就農する方で、市から認定を受けた認定新規就農者に対して、農業を始めてから経営が確立するまで最長5年間、年間最大150万円の交付金を交付する事業です。</p>
枕崎市	就農・漁業	産業後継者育成奨励金	<p>★ 本市内において漁業及び水産加工業に新たに従事し、1年を通して従事した漁業従事者及び節加工業従事者で、就業時年齢40歳未満の方に交付します。ただし、過去において奨励金の交付を受けた方を除きます。</p> <p>支給内容 奨励金として10万円を支給します。</p>
阿久根市	就農・漁業	次世代人材投資事業	<p>★ 原則45歳未満の新規就農者に対し、経営を始めてから経営が軌道に乗るまで、年間最大150万円を最長5年間給付。</p>
阿久根市	就農・漁業	壮年世代就農給付金	<p>★ 45歳以上55歳未満の新規就農者に対し、年間100万円、最高2年間の給付金を給付し、経営の不安定な就農初期段階の就農者に対して、就農給付金を給付する事業。</p> <p>1 給付対象の要件</p> <p>・45歳以上55歳未満の新規就農者 ※就農計画承認申請書を作成の上、面接・審査会等により給付対象者を決定する。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
阿久根市	就農・漁業	漁業後継者就業支援事業	阿久根市内に住所を有する40歳未満で、就業5年以内の北さつま漁協の正組合員を対象に、漁業後継者就業支援金を交付し、新たに漁業に就業する青年を将来の漁業の担い手として確保・育成する事業。 最長2年、年額150万円 就業計画承認申請書等の審査と面接により、交付対象者を決定する。
指宿市	就農・漁業	農業後継者支援事業	★ 市内に居住し、新たに専業として就農した40歳以下の方に奨励金を交付します。 ○ 奨励金:5万円 ※ 奨励金は、就農1年経過後に審査を行い、交付します。
指宿市	就農・漁業	農業後継者対策事業	★ 農業経営者又は後継者で結婚する方に祝金を贈ります。(入籍日から1年以内) ○ 結婚祝金:5万円
指宿市	就農・漁業	漁業後継者等に対する後継者奨励金事業	★ 市内に居住し、正組合員として漁業に従事した40歳以下の方に奨励金を交付します。 ○ 奨励金:5万円 ※ 奨励金は、漁業に従事し、正組合員としての資格を取得して1年経過後に審査を行い、交付します。
指宿市	就農・漁業	漁業就業者結婚祝金	★ 漁業経営者又は後継者で結婚する方40歳以下の方に祝金を贈ります。 ○ 結婚祝金:5万円
西之表市	就農・漁業	新規就農総合支援事業	★ 西之表市に居住し農業経営を目指す方のための研修です。植物生理、土壌、病害虫の基礎知識等を座学で、安納いも・マメ類、果菜類等の栽培技術を実際に研修園場で修得します。またトラクター等の農業機械の運転操作の研修も行います。当公社の職員と関係機関の専門技術者が一体となって指導をいたします。 1 対象者 ・ 研修終了後、本市において就農する方 ・ 原則として入校が43歳未満の方で、就農時が45歳未満であること。 ・ 「身元保証人」がたてられること ・ 農業次世代人材投資事業(1日青年就農給付金〔準備型〕)の諸要件に該当する対象者。 ・ 卒業後の就農運転資金(概ね200万人以上)の保有を証明できる者 2 研修期間 2年間 8時から17時まで。(土日祝日等は休み。ただし、天候と栽培作物状態によっては祝祭日の実習あり。) 3 研修場所 公益社団法人 西之表市農業振興公社 西之表市西之表4384-2
西之表市	就農・漁業	西之表市新規漁業就業者支援事業	★ 種子島漁業協同組合の組合員の組合員資格を有し漁業就業後3年以内の者のうち、鹿児島県及び鹿児島県漁連が実施する「かごしま漁業学校」の研修を受講、又は、西之表市の漁業経営体での研修を終了した方で、本市において本格的に漁業就労する方に対し10万円を助成します。
西之表市	就農・漁業	畜産設備等整備事業・畜産就農支援事業	★ 西之表市では畜産を始めたい方(後継者も含む)に以下の事業を提案しています。 畜産業は自分で手を入れた分、自分自身にはね返る仕事です！ほかの産業同様新規参入には苦労が伴いますが、「西之表市畜産経営確立対策協議会」が精一杯お手伝いします。 ※西之表市畜産経営確立対策協議会とは、市・JA・県・畜産関係者で構成する組織です。 【畜産設備等整備事業】 ○ 既存の畜産施設の改修費用を助成します。 (予算の範囲内で2/3を助成…上限30万円を予定) <例えば…資料倉庫の雨漏り修理やスタンション、ウォーターカップなどの整備費用、牛舎の拡張費用などの助成> ○ 畜産機材の購入費用を助成します。 (予算の範囲内で2/3を助成…上限30万円を予定) <例えば…カッターや扇風機など畜産業務に必要な設備への助成> 【畜産就農支援事業】 ○ 牛の購入費用を助成します。 和牛:1頭につき20万円助成、5頭まで 乳牛:1頭につき3万円助成、5頭まで 採卵鶏雛:1羽につき100円助成、2000羽まで <他にも本市の導入促進制度を優先的に活用してもらいます。> ○ 畜産施設の借上料を助成します。 (3か年を限度に年1万円助成) ○ 農地の借地料を助成します。 (3か年を限度に借地料の2/3を助成…上限5万円) <農業委員会の手続きが必要です。> ○ 農業簿記ソフトの購入費用を助成します。 (購入価格の2/3を助成) ※1 申込者が多数の場合は、上限額の調整や次年度への繰り越しなどを検討することになります。 ※2 本事業を活用される場合は次の条件を満たす必要があります。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。 ①認定就農者及び農業次世代資金投資資金受給者であること。 ②過去5年以内に就農している者。 ③補助事業者は、本事業の補助金交付から3年以上は畜産経営を継続しなければならない。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
垂水市	就農・漁業	新規就農者支援給付金事業	<p>★ 新規就農者等が経営不安定な就農直後(3年以内)の生活費を支援することで、営農に専念し、意欲向上を図ります。</p> <p>1 補助額及び期間 月額3万円とし、給付対象期間は就農月より最長3年間とする。ただし、申請月から1年に限り、遡り給付することができる。</p> <p>2 対象条件 ・市内に住所を有する者 ・認定新規就農者または、認定新規就農者に準ずる者であること。 ・就農時の年齢が満55歳以下で、就農日から3年以内の者。 ・農用地区域内に荒廃農地を保有していないこと。 ・交付期間満了後引き続き3年以上市内に居住し、農業へ従事すると認められる者。 ・居住する地区で行われる行事等へ積極的に参加していること。 ・市税等の滞納がない者。 ・生活費を支給する国の他の事業による受給を受けていない者。</p>
薩摩川内市	就農・漁業	新規就農者支援事業	<p>★ 新規に農業に就業しようとする方(新規参入者、農業後継者等)に対して、農業公社研修生等及び農業次世代人材投資資金の交付を受けていない認定新規就農者に対して、農業公社研修期間及び就農から最長5年間で、生活及び研修資金を補助します。</p> <p>補助対象者 本市に住所を有し、本市内の存する農地において農業を営む方 農業公社が実施する研修事業を受講する方 5年以上就農することが見込まれる方</p> <p>補助額 交付額:年額150万円以内</p>
日置市	就農・漁業	農林漁業後継者支援金	<p>★ 日置市で自立を目指す農業林業漁業後継者に対して支援を行います。</p> <p>条件 ①年齢が50歳以下で市内に住所があること ②市指定の就農計画認定を受けていること ③日置市内で継続して就農すること</p> <p>内容 ①就業祝金として50万円を支給します。 ②研修手当として新規学卒者は月額10万円、Uターン者・新規就農者は単身10万円、夫婦月額15万円を支給(1年間で限度とします。)</p>
日置市	就農・漁業	新規就農希望者短期研修事業	<p>★ 日置市で2泊3日の日程で農業体験研修や新規就農者との交流を行い、農業への理解を深めてもらうと同時に市内で新規就農希望者を募る。</p> <p>条件 ①年齢が50歳以下で市内に住所があること ②定員10名です。 ※10月末に開催予定です。</p>
日置市	就農・漁業	農林漁業新規就業支援金	<p>★ 新たに農業・林業・漁業への就業を目指す方に対して、研修期間中(2年間)支援を行います。</p> <p>条件 ①市が指定した研修施設で研修すること(2年間) ②年齢が50歳以下で市内に住所があること ③市指定の就業計画認定を受けること</p> <p>内容 ①研修手当として単身者月額12万円、夫婦月額18万円を支給 ②住居手当 月額1万5千円(限度額)を支給 ③住宅改装費の支援あり(限度額100万円)</p>
曾於市	就農・漁業	新規就農者支援対策事業	<p>★ 曾於市に住み、新たに農業・畜産業に従事する方へ支援を実施します。</p> <p>曾於市新規就農者支援対策事業</p> <p>1 補助金交付資格及び条件 (1)新規参入者:農業以外の仕事に従事していた方で、新たに就農した者 (2)新規学卒就農者:就学していた方で、新たに就農した者 上記(1)または(2)に該当し、かつ、市内に居住し市内に施設を所有する方で、年齢は18歳以上概ね55歳以下の者。補助金交付終了後、5年以上に従事すること。</p> <p>2. 補助金交付金額 (1)親等の経営基盤を全く引き継がず新規経営する者 ・単身で就農 月額10万円 ・夫婦で就農 月額15万円 (2)親等の経営基盤を引き継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者 ・単身で就農 月額5万円 ・夫婦で就農 月額7万円</p> <p>3. 補助金交付期間 2年間</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
霧島市	就農・漁業	霧島市認定新規就農	<p>★ ●霧島市において次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。</p> <p>①青年等就農計画制度 新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じる制度です。 【対象者】 霧島市内において、新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して5年以内の者を含む）であって、以下に該当する者。 ○青年（18歳以上45歳未満） ○45歳以上65歳未満の者で、特定の知識・技能を有する者。 ○上記の者が役員数の過半数を占める法人。 ※認定農業者は対象となりません。</p> <p>②農業次世代人材投資資金（経営開始型） 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の新規就農者の方に、就農直後の経営確立を支援する資金（年間150万円）を交付します。青年等就農計画の認定を受けることが交付要件のひとつとなっています。 また、対象年齢を原則55歳未満に引き上げた霧島市独自の支援も実施しています。</p> <p>●霧島市新規就農支援センター 深刻化する農業従事者の減少、高齢化などの課題に対応するため、新規就農者の確保・育成を目的としたセンターを設立。構成団体との連携により、新規就農相談の段階から就業開始・定着の段階まで、きめ細やかに支援を実施。</p>
いちき串木野市	就農・漁業	新規就農者支援金	<p>★ ○新たに専門的に就農した方で、販売農家（経営耕地面積が30アール以上又は農畜産物販売金額が50万円以上の農家）である方に、1人につき50万円とし、1回限りとする。ただし、夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営であることが明確である場合）は、夫婦合わせて75万円支援します。 ○市内に住所を有し、おおむね55歳以下の方が対象です。 ○実践的な農業経営を1年以上経験し、今後も継続的に就農する意志がある方が対象です。</p>
いちき串木野市	就農・漁業	新規沿岸漁業就業者支援金	<p>★ ○新たに、専業として沿岸漁業に就業する方で、今後も継続的に沿岸漁業に就業する意思があると認められる方に、1人につき50万円支援します。 ○市内に住所を有し、65歳以下の方が対象です。 ○本市にあるいずれかの漁業協同組合の正組合員になり1年を経過していない方が対象です。</p>
南さつま市	就農・漁業	キノレ 海の担い手支援事業	<p>★ 漁業新規就業者に対し、就業支援補助金を交付し、後継者を育成支援することにより水産業の活性化を図る。</p> <p>1. 対象者 ・南さつま市内に住所を有し、新たに専業として漁業に就業しようとする者です。 ・南さつま市内の漁業協同組合の正組合員の資格を有し、就業して5年以内の年齢50歳未満の者です。</p> <p>2. 就業支援補助金額 ・月額125,000円×12月</p>
南さつま市	就農・漁業	新規就農者等支援事業	<p>★ 南さつま市内において、新規就農者等（農業後継者・新規就農者）が安定的な農業経営を行うため、農業経営に必要な資本装備に係る経費の一部を助成します。</p> <p>1. 対象者 ・新規就農者等で、就農の日から2年以上従事し、かつ50歳未満の者 ・市内に住所を有する者（法人にあっては市内に本店又は事業所を有する者）</p> <p>2. 助成内容 助成額は事業費の1/2以内で、限度額は100万円です。</p>
南さつま市	就農・漁業	新規就農者就農研修支援事業	<p>★ 南さつま市内で就農するために、南さつま市農業公社を介して、受入先の先進農家で実践研修を受けようとする者に対して、研修時の手当てを支給します。</p> <p>1. 対象者 ・市内に住所を有し、本市において独立・自営就農を目指す者 ・他の新規就農支援制度を受けたことがなく、就農予定時の年齢が50歳未満の者</p> <p>2. 手当額 月額125,000円（夫婦で研修を受ける場合は187,500円） 支給期間は1年間</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	就農・漁業	農村農業人材育成確保事業	<p>★ 新規就農者のうち、農業技術の習得を希望し、南さつま市農村農業人材育成確保事業の対象者として、就農支援を受けようとする者に対して、ファームサラリー又は就農一時金を支給します。</p> <p>1. 対象者 南さつま市内のうち、加世田、笠沙、大浦、坊津地域の居住者、又は居住しようとする者で、年間農業従事日数が、150日以上見込まれ、申請時において満50歳未満の者。</p> <p>2. 助成内容 ○新規参入者「ファームサラリー」 (支援期間1年間。ただし、研修を必要とする者は2年間) ・単身で就農する者 月額7万円 ・夫婦で就農する者 月額12万円 ・研修期間中の者 月額15万円 ○農業後継者「就農一時金」 ・単身で就農する者 24万円 ・夫婦で就農する者 36万円</p> <p>※農業次世代人材投資事業と重複した支援は受けられません。</p>
志布志市	就農・漁業	農業公社研修事業	<p>★ 将来、農家で自立を目指す農業後継者や新規就農者等を受け入れて、農業技術や経営手法等についての研修を実施しています。</p> <p>1 研修条件 研修終了後も引き続き、市内に居住し就農できる方(原則として夫婦)</p> <p>2 年齢 概ね45歳未満の既婚者</p> <p>3 研修期間及び研修方法 原則2年間(7月1日研修開始、2年後の6月30日研修終了) 2年間は公社のハウスで研修を行います。2年目は一般農家と同じく独自経営方式で研修を行います。</p> <p>4 研修作物 施設ビーマン</p> <p>5 研修手当等 1年目は公社のハウスで研修し、1人当たり月額15万円(12月分)(夫婦25万円)を支給します。 2年目は公社のハウスで研修し、一般農家と同じく独自経営方式のため、夫婦とも支給いたしません。</p> <p>6 その他支援 住宅助成(2年間)1万円を超える家賃に対して、最高1万円を限度として支給します。</p>
志布志市	就農・漁業	新規就農支援事業	<p>★ 平成24年4月1日以降に新たに専業的に就農した方に対して、新規就農支援金50万円を交付します。</p> <p>1 志布志市内に住所を有し、農業の基盤の8割以上が市内に存する方。</p> <p>2 就農後1年以内に就農届け出書を提出した者の内、支援金対象通知を受け 市が就農届け出受理後1年以上経過し、今後も継続的に就農する意思があると認められる方。</p> <p>3 支援金の交付申請日において、50歳未満の方。</p>
奄美市	就農・漁業	農業後継者育成	<p>★ 農業経営を希望する者に対して、農業に関する基礎的技術及び知識を習得させるための各種研修を実施し、将来本市の中核的農家として自立できるよう人材の育成をすることを目的とし、研修生受け入れ事業を実施しています。</p> <p>(研修内容) 本市の重点振興品目であるパッションフルーツ等の栽培実践研修を主に行いながら、農業基礎講義等による栽培研修会への参加など、新規就農者の育成をするための研修内容です。</p> <p>(研修人員)4人以内(名瀬2人、笠利2人) (研修期間) 原則として7月1日から翌々年の6月30日までの2年間 (研修資格)</p> <p>1. 農業を職業として選択し、かつ、本市の重点振興品目の栽培を希望する者で、自立経営農家を目指し就農意欲が高いと認められる者 2. 研修終了後に奄美市に住所を有する者で、かつ普通自動車運転免許を有する者 3. 地域社会と融和し、中核的な担い手として地域の発展に寄与できる者 4. 18歳以上60歳以下の健康な者 5. 自己資金等の条件が整っている者 6. 身元保証人が1名いる者。</p> <p>(営農研修助成金) 研修実績により月額5,800円を支給する。(生産物の販売収入は市の収入とする。)ただし、国の農業次世代人材投資事業(準備型、年額150万円)の対象者に対する重複支給はいたしません。 ※農業次世代人事投資事業は50歳未満までに就農開始することが対象となります。 (募集期間) 毎年1月から3月末</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
奄美市	就農・漁業	奄美市漁業担い手育成支援事業	<p>【対象者・内容等】</p> <p>漁業就業者の確保・育成を図る目的で、新規漁業従事者に対し、奨励金及び水揚げ手数料補助金を支給し、新規漁業従事者が継続的に活動できるよう支援しています。 また、正規労働者を雇用した漁協の正組合員である企業に対し奨励金を支給いたします。</p> <p>●独立型 市内に住所を有し、漁協正組合員の資格を有した日において年齢65歳以下で、かつ、1年以上3年以内で漁業活動に従事した新規漁業就業者。 奨励金：補助対象者1人につき定額20万円(1年限り) 水揚げ手数料補助：水揚げ手数料相当額(5%)を交付(申請は1年につき1回で、最大3年間申請可能、各申請における上限額は5万円)</p> <p>●雇用型 漁協正組合員の資格を有する企業で、かつ、常時従業員を雇用し、継続して漁業活動を行う企業経営者であり、その被雇用者が市内に住所を有する者で、正規雇用者となった日において、年齢60歳以下であること(被雇用者が正規労働者となった日から3年未満の者)。 奨励金：新規雇用の正規労働者1名につき定額20万円</p>
南九州市	就農・漁業	新規参入者就農支援事業 (南九州市額姪農業開発研修センター)	<p>★ 将来、農業で自立しようとする意欲がある方で、南九州市で農業経営を希望する農業経営者、新規就農者に対し、農業の技術、経営の方法に関する研修を行っています。</p> <p>研修場所：南九州市額姪農業開発研修センター 研修期間：【長期研修】4月(または10月)～2年間 【短期研修】4月(または10月)～1年間 研修種目：施設野菜、施設花きなど その他：就農時の農地、機械・施設等の斡旋 条件：南九州市に定住すること。 原則500万円以上自己資金を保有している方が対象です。 対象者：新規就農者(原則50歳未満)</p>
南九州市	就農・漁業	農業後継者等育成事業 (公益社団法人 南九州市農業公社)	<p>★ 将来、農業で自立しようとする意欲がある方で、南九州市で農業経営を希望する農業経営者、新規就農者に対し、農業の技術、経営の方法に関する研修を行っています。</p> <p>研修場所：南九州市農業経営基盤確立研修施設 研修期間：原則2年間(受入時期は、原則4月1日) 研修種目：クルクマ、キク、その他花き その他：就農時の農地、機械・施設等の斡旋 研修生には、農業後継者新規就農助成金を支給します。 条件：南九州市に定住すること。 就農のための自己資金を保有している方が対象です。 対象者：毎年2名程度(原則50歳未満)</p>
南九州市	就農・漁業	新規就農者育成確保対策事業	<p>★ 将来の農業の担い手を目指す新規就農者・新規研修者の方に、奨励金を交付しています。</p> <p>【奨励金の額】</p> <p>○新規就農者 後継者：250,000円(一括支給) 新規参入者： 単身：～月額50,000円(1年間) 夫婦：～月額80,000円(1年間)</p> <p>○新規研修者：月額35,000円(2年間) * 新規研修者については、南九州市額姪農業開発研修センターと南九州市農業公社が月額80,000円を負担します。</p> <p>○南さつま農協管内の方は上記に次を追加します。 後継者：小農具 新規参入者： 単身：～月額35,000円(1年間) 夫婦：～月額60,000円(1年間) 新規研修者：35,000円(2年間)</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住し、住所を有する者 ・年間農業従事日数が200日以上見込まれ、申請時点で50歳以下の者 ・国が実施する「農業人材力強化総合支援事業」の支援対象者でない者 ・奨励金交付後、市内で5年以上就農する者 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる研修施設は南九州市額姪農業開発研修センターと南九州市農業公社に限ります。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南九州市	就農・漁業	就漁新規就業者支援事業補助金	★ 南九州市における漁業への就業を促進し、及び担い手を育成するため、漁業新規就業者に予算の範囲内で就業支援補助金を交付しています。 【支援補助額】 月額125,000円(1年間) 【対象者】 南九州市管内の漁業協同組合の正組合員の資格を有する市内居住者(50歳未満で就業して5年以内の者)
南九州市	就農・漁業	漁船購入支援事業補助	★ 南九州市における漁業への就業を促進し、及び担い手を育成するため、漁業新規就業者に予算の範囲内で新船及び中古船本体(船外機含む)購入に補助金を交付しています。 【支援補助額】 上限100万円(補助対象経費の1/2を上限として補助) 【対象者】 南九州市管内の漁業協同組合の組合員の資格を有する市内居住者(50歳未満で新たに専業として就業しようとする者)
伊佐市	就農・漁業	農業次世代人材投資(準備型)事業	★ 就農に向けて、県立農業大学校や伊佐農業公社、先進農家、先進農業法人等で研修を受ける人に、年間150万円を最長2年間交付します。 【対象者】 就農予定時の年齢が原則50歳未満で、農業経営者となることに強い意志を有し、研修先や研修内容が事業要件に適合している人。
始良市	就農・漁業	新規就農者奨励金事業	★ 新規就農者に対し、その定着化を推進し、始良市の農業・畜産業の振興及び活性化のための奨励金制度です。 ①新規参入農業者 ・就農奨励金:1人(夫婦1組)20万円 ・営農奨励金:1人5万円/月(夫婦1組10万円)普通栽培24ヶ月以内、有機栽培36ヶ月以内 ②新規後継農業者 ・後継奨励金:1人(夫婦1組)30万円 新規参入農業者、または新規後継農業者で次の基本的要件を満たし、就農した日から1年以内に申請書を提出した方。 1 始良市内に住所があり、住んでいること。 2 始良市内の農地で農業を営むこと。 3 申請時に農業従事責任者が50歳以下であること(夫婦の場合はいずれかが50歳以下)。 4 年間250日以上の就農日数が見込まれること。 5 主たる生計が農業収入であること。 6 経営状況について報告が求められた場合に速やかに報告できること。 7 支給開始日から5年間以上農業に従事すること。 8 始良市農業施策全般に関して協力的であること。 ※支給開始から5年以内に次の要件に取り組むこと。 1 市の認定農業者になること。 2 夫婦又は家族で農業を営んでいる場合は、家族経営協定を結ぶこと。
三島村	就農・漁業	産業振興資金貸付	★ 村内に1年以上住所を有する者を対象 ①漁船の建造及び漁具の整備に必要な資金 ②農業・林業・畜産業に必要な資材及び機械器具の購入に必要な資金 ③生産牛及び肥育牛の購入資金及び肥育に必要な資金 ④その他産業振興上必要と認められる資金 貸与条件 貸付利率:年1.0%以内 貸与期間:10年以内
十島村	就農・漁業	就業者育成奨励金	★ 1.十島村内において、農林水産業等に従事した日数に応じて奨励金を交付 (1)後継者及び新規参入者 ※最大5年間交付 ア.単身で従事した場合 1日5千円~7千円 イ.家族で従事した場合 1日8千円~1万円 ※4年目~5年目は上記額が減額となる。 ※2年間の支援が終了するひと月前にこれまでの実績を審査し、3年目以降の交付を行うか判断 (2)体験希望者 ※3ヶ月を限度 ア.単身で従事した場合 1日3千円 イ.家族で従事した場合 1日5千円 (3)指導者 ア.自営作業を兼ねる場合 1日4千円以内 イ.出前指導等をする場合 1日6千円以内 2.資質の向上と技術の習得をするため、地域外において、村長が認定した農林水産業等の研修を行う場合、奨励金を交付 (1)農家実地研修 1日7千円(15万円を限度) (2)先進地研修 1日7千円(15万円を限度) (3)研修施設等での研修受講 1日7千円(15万円限度)

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
十島村	就農・漁業	産業振興資金貸付	<p>★</p> <ul style="list-style-type: none"> ○漁船の建造又は購入に必要な資金800万円以内 ○漁具または装備等及び保守修繕等の入渠や修理等に必要な資金500万円以内 ○農業・林業用機械購入及び機械修繕又は施設建設及び修繕に必要な資金500万円以内、但し、複数の者が共同で行う場合は800万円以内 ○生産牛、肥育牛の購入及び肥育に必要な資金500万円以内、但し、複数購入の場合は800万円以内 ○農地及び草地の土壤改良に係る費用及び農林業における資材購入に必要な資金300万円以内 ○肉用子牛の肥育に必要な資金及び村奨励作物の栽培に必要な資金50万円以内 ○その他産業振興上必要とみとめられる資金 *貸付条件…貸付利率:無利子 貸付期間:15年以内 償還方法:年賦償還 延滞利息:延滞元利金につき年14.6% 貸付金の償還が75歳迄に終了すること 本村に住所を有するもので住所を定めてから1年以上経過している者
さつま町	就農・漁業	新規就農者補助金	<p>★</p> <p>さつま町で就農される方などに対し、毎月5万円を1年間支給します。</p> <p>さつま町で農業を主な職業としながら生計の中心として位置づけて年間200日以上農業者として就農される方で次の要件に該当する場合。</p> <p>(1)新規参入者…18～55歳未満の町内非農家又は町外出身者等で本町に定住し、就農する者。</p> <p>(2)後継者…親から独立して新たな作物の経営を開始する者。</p> <p>※補助金の額…毎月5万円を1年間(12ヶ月)支給する</p>
長島町	就農・漁業	農業次世代人材投資事業	<p>★</p> <p>青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金を給付します。</p> <p>○経営開始型:新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間最大150万円を給付します。</p> <p>○準備型:都道府県が認める道府県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農者に、最長2年間、年間150万円を給付します。</p>
湧水町	就農・漁業	新規就農支援	<p>★</p> <p>新規就農支援に関する相談は、湧水町農業委員会 湧水町役場産業振興課で随時受け付けております。</p>
湧水町	就農・漁業	農業次世代人材投資事業資金	<p>★</p> <p>【目的】 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間及び経営の不安定な就農直後の所得を確保するために支給する給付金。</p> <p>【経営開始型給付金】 経営開始直後の新規就農者に、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間最大150万円を給付。</p> <p>【給付額】 経営開始1年目 :150万円/年 経営開始2年目以降 :[(350万円-前年所得額)×3/5]円/年</p>
湧水町	就農・漁業	農業後継者等育成事業	<p>★</p> <p>農業後継者等(新規就農者、親元就農者及び定年帰農者)が、本町に居住し専門的に就農若しくは就農する予定の者に対し下記の助成を行います。</p> <p>①住宅家賃補助 町外から転入する農業後継者等に対する住宅家賃に係る補助金(補助金申請時に町内に住所を有し、将来町内で就農することを目的として町外で農業研修を受ける者を含む。)で、住宅家賃補助金は、当該年度内における補助対象月数に3万円又は家賃月額のうち低い額を乗じて得た額を申請人が自ら居住するために賃借する住宅家賃(間貸しを含む。以下同じ)に限るものとし、賃貸借契約金の初日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)の初日から起算して12ヶ月を限度として補助します。</p> <p>②住宅購入補助 町外から移住又は転入した農業後継者等(定年帰農者を除く。)に対する住宅購入費(3親等以内からの購入を除く。)に係る補助金で、住宅購入費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは切捨て)とし、就農後一定期間内に行われる自ら居住するための住宅の購入に限るものとし、新規就農者に対する補助金の上限額は50万円とし就農後5年以内に行われる購入に限ります。親元就農者に対する補助金の上限額は50万円とし就農後3年以内に行われる購入に限ります。</p> <p>③住宅改造費補助 町外から移住又は転入した農業後継者等に対する住宅改造に係る補助金で、住宅改造費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは切捨て)とし、就農後一定期間内に行われる自ら居住するための自己所有住宅の改造に限るものとし1回限りとし、新規就農者に対する補助金の上限額は、100万円とし就農後5年以内に行われる改造に限ります。親元就農者に対する補助金の上限額は、100万円とし就農後3年以内に行われる改造に限ります。定年帰農者に対する補助金の上限額は70万円とし就農後3年以内に行われる改造に限ります。</p> <p>④農業研修受講費補助 農業研修を受講する農業後継者等に対する補助金で、就農後3年以内に行われる研修に係る交通費(公共交通機関に利用に伴う交通費という。以下同じ。)及び宿泊料、研修受講料の合計に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは切捨て)とし、1回あたり20万円、通算3階を限度とします。補助対象経費は実費を基本とし、湧水町職員等の旅費に関する条例相当額を上限とします。</p> <p>⑤農業資金等返済支援補助 就農時借り入れた制度資金の元金返済を行う新規就農者に対する補助金で、元金返済時において継続して就農している者が元金返済に対する3分の1を補助し補助総額は200万円を限度とします。</p> <p>⑥農業後継者育成給付 親元就農2年経過後した親元就農者に対する助成で、後継者登録申請日から2年経過し継続して就農している農業後継者に対して50万円を給付します。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
大崎町	就農・漁業	新規就農者支援事業	<p>★ 大崎町に移住し、新たに農業に従事する者に対し、必要な資金を助成します。</p> <p>1 対象者</p> <p>(1)新規就農者等</p> <p>①新規学卒者</p> <p>②新規参入者(概ね45歳以下)</p> <p>③Uターン者(概ね45歳以下)</p> <p>④その他、町長が適格者と認めた者</p> <p>(2)大崎町に移住し、就農計画に基づき一定規模の農地または施設等の保有予定者で、中核的農業経営専従者となりうる者</p> <p>2 助成内容</p> <p>①新規学卒者補助金 20万円(一時金)</p> <p>②新規参入者補助金 100万円(一時金)</p> <p>③受入農家補助金 月額5万円(最高24箇月)</p> <p>④就農研修資金補助金</p> <p>先進農家での研修期間について、就農研修資金を次のとおり助成します。</p> <p>1)町外出身者が町内の先進農家で研修した場合及び町外出身者が町外先進農家で研修し大崎町に就農した場合 研修資金月額10万円(自宅からの研修は除外)</p> <p>2)町外出身者が自宅に居住し、先進農家で研修し、大崎町で就農した場合 研修資金月額5万円</p>
東串良町	就農・漁業	新規就農者農業機械導入事業補助金	<p>★ 新規就農者が農業生産の規模拡大及び高品質化を目指し、農作業の省力化や生産向上に向けた設備の導入に対し支援を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>①町内に住所を有し、かつ居住しており、今後とも引き続き居住する者</p> <p>②就農してから3年以内の者で、申請時において50歳未満の者</p> <p>③専ら農業に従事し、今後とも積極的に農産物の生産に取り組む意思があること。 (事業導入後、5年間は必ず就農すること)</p> <p>④町長が認定農業者及び認定新規就農者等として東串良町の担い手として認めた者。</p> <p>⑤補助金の申請時に納付すべき納期限の到来した町、県、国に納付すべき町県民税等を完納していること。</p> <p>⑥国又は県等から同様の事由による補助金等を受けていないこと。</p> <p>⑦東串良町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>⑧求職者支援制度等の生活費を支給する国又は県等の補助金を受給していないこと。</p> <p>【対象設備及び補助金額】</p> <p>(1)その者の農業生産に必要な不可欠な設備及び機械</p> <p>(2)導入費用の3分の1とし、年間の上限額を50万円、3年間で150万円とする。(予算の範囲内)</p>
錦江町	就農・漁業	新規就農者農業生産対策事業	<p>★ 新規就農者が農業生産の規模拡大及び高品質化を目指し、農作業の省力化や生産性向上に向けた設備の導入に対して補助金を助成します。</p> <p>1 対象者</p> <p>町内に住所を有し、かつ居住しており今後とも引き続き居住し、申請時において45歳未満の者</p> <p>就農して3年以内で、事業導入後5年間以上就農できる者</p> <p>町税等の滞納がない者</p> <p>2 助成の内容</p> <p>①事業費の2分の1以内</p> <p>②補助限度額は200万円</p> <p>③補助限度額内において、3年以内3回までの分割申請することができる</p>
南大隅町	就農・漁業	農業者入植促進事業	<p>★ 本町において、意欲ある農業人材を育成、確保するため、就農促進や農業技術の習得及び就農支援を行うことを目的として対象者に就農奨励金を交付します。【対象者・条件】</p> <p>・就農年齢概ね60歳以下</p> <p>・認定支援を受けようとする者、又は新たに自立を希望する者</p> <p>・南大隅町に住所を有し、一定規模の農地並びに施設を保有、又は保有が見込まれ、中核的な農業経営専従者と成り得るもの</p> <p>【支援内容】</p> <p>○就農奨励金助成金額</p> <p>単身：月額40,000円～100,000円</p> <p>世帯：月額50,000円～120,000円</p> <p>○助成期間1年～2年</p> <p>※助成金額、助成期間は生産基盤、生活基盤の状況により異なります。</p>
南大隅町	就農・漁業	新規就農者研修制度事業	<p>★ 農家の高齢化に伴う担い手不足は深刻であり、就農者の確保対策として町内外より本町への就農を促進する観点により、安心して農業研修に取り組める体制を構築し、新規就農者の確保・育成・定着を図ることで、地域農業の活性化を図ります。</p> <p>【支援内容】</p> <p>○生活費給付助成</p> <p>単身：月額150,000円</p> <p>世帯：月額250,000円</p> <p>○助成期間1年</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	就農・漁業	新規就農者研修支援・雇用就農事業	<p>★ 肝付町に住所を有する者(研修開始の日までに肝付町に移住することを確約した者を含む)で、肝付町農業振興センターにおいて農業技術等を習得後、肝付町内で就農する新規就農希望者に対し、研修又は雇用期間中の生活費等を支援します。</p> <p>■対象者(いずれかに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝付町農業振興センターで研修を受ける新規就農研修生(原則43歳未満) 肝付町農業振興センターで働きながら農業を学ぶ雇用就農生(原則45歳未満) <p>■研修期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就農研修生:研修開始から2年以内 雇用就農生:最長3年以内の単年度雇用契約 <p>■研修品目</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就農研修生:グリーンピーマン 雇用就農生:施設野菜及び露地野菜 <p>■助成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就農研修生 <ul style="list-style-type: none"> 研修手当 1年目 夫婦312.5千円/月 単身者200千円/月 2年目 夫婦290千円以上/月 単身者200千円以上/月 ※2年目はサラリー型+模擬経営とし管理する農場の黒字部分は全額研修生に給付 家賃補助 家賃の1/3補助(上限13千円/月) 通勤手当あり 雇用就農生 <ul style="list-style-type: none"> 給与 185千円/月 各種手当あり 健康保険・雇用保険等あり
肝付町	就農・漁業	肝付町農業経営安定助成金	<p>肝付町の将来の農業を担っていく能力があると認められる新規参入者及び農業後継者の農業経営安定へ向けた支援を行い地域の農業を支える担い手農家を育成する助成金です。</p> <p>■助成対象者</p> <p>新規参入者等のうち、以下に定める要件に該当する者で営農意欲が高く、将来地域の農業を担っていく能力があると判断できる者</p> <ol style="list-style-type: none"> 肝付町に住所を有する者 6月末現在で経営を開始してから1年以上3年以下の就農実績がある者 経営開始時に年齢が50歳未満の者 認定就農者、認定新規就農者又は認定農業者である者 直近の営農実績(確定申告書・日表)が提出できる者 経営主である者 町税等の未納のない者 その他必要に応じて町長が定める事項 <p>■助成額</p> <p>50万円</p>
肝付町	就農・漁業	肝付町施設園芸ハウス設置促進事業	<p>★ 肝付町農業振興計画(平成23年4月策定)の分野別施策、野菜・果樹産地に掲げる重点品目中、推進品目に位置つける品目について、施設園芸ハウスの設置及びその附帯事業を支援します。</p> <p>■交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設園芸に取り組む農業者団体で活動火山周辺地域防災営農対策事業及び農業・農村活性化推進施設等整備事業を実施する者で施設園芸ハウスの設置及びその附帯事業に取り組む者 農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人及び次に掲げる要件を満たすその他農業者の組織する団体 <ul style="list-style-type: none"> 代表者の定めがあること 組織及び運営に関する規約が定められていること <p>■交付の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝付町に住所を有する者 施設園芸(野菜・果樹・花き)に取り組むこと 町税等に滞納がない者 その他必要に応じて町長が定める者 <p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動火山周辺地域防災営農対策事業費の1/20助成 農業、農村活性化推進施設等整備事業費の1/6助成 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算の範囲内

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	就農・漁業	肝付町営農振興事業補助金	<p>★ 肝付町の農業粗生産額向上及び担い手農家の農業所得向上を図るため、認定農業者等による園芸品目の面積拡大や新規品目の導入、生産性の向上、省力化、出荷調整の取り組みに要する機械や機材を整備する経費に対し支援します。</p> <p>■交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者、認定新規就農者、営農活動推進団体、集落営農 ・肝付町に住所を有する者 ・町税等に滞納がない者 ・園芸品目(野菜・果樹・花き)生産者 <p>■交付の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年間の作付計画の提出 ・計画の75%以上の作付 ・実績報告を3年提出 ・畑かん地区が優先 <p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用機械及び専用機材、専用アタッチメントに係る経費 <p>【認定新規就農者が新規導入する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕耘用機械(トラクター等) ・薬剤散布用機械(動噴) <p>※国県補助事業との重複受給はできない ※事業費が10万円以上のもの ※事前審査あり</p> <p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2以内(上限100万円) <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内
肝付町	就農・漁業	肝付町就農者経営支援事業補助金	<p>★ 町の園芸(野菜・果樹・花き)振興を図るため、認定農業者等が実施する生産性向上及び生産性安定の取り組みのための条件整備に要する経費に対し支援します。</p> <p>■交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者または認定新規就農者 ・肝付町に住所を有する者 ・町税等に滞納がない者 ・園芸品目(野菜・果樹・花き)生産者 <p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス建設に係る経費 ・ハウスの附帯設備に係る経費 ・ほ場整備に係る経費 ・ほ場内の排水等の機能を向上させる経費 ・その他、生産する農地に係る経費で生産性向上及び生産性安定が図れる経費 ・各種法令に基づく整備等が条件とされる防油堤等の設置に係る経費 <p>※国県補助事業との重複受給はできない ※事業費が10万円以上のもの ※事前審査あり</p> <p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2以内(上限50万円) <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内
肝付町	就農・漁業	肝付町畑かん営農推進事業補助金	<p>★ 肝属中部畑かん受益地内における新規での露地野菜の作付を支援し、露地野菜を主体とした土地利用型農家等の育成を図ることを目的とします。</p> <p>■交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者、農業者組織、任意組織、法人 ・肝付町農林業技術員連絡協議会経営部会で事業計画が認定されている ・販売先が確保又は検討されている ・肝付町に住所を有する者 ・町税等に滞納がない者 <p>■交付の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝属中部畑かん受益地内が対象農地 ・新規で取り組む露地野菜で次の品目とする 馬鈴薯・さといも・ごぼう・ブロッコリー・キャベツ・人参・生姜・その他認められた品目 <p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象品目作付け1年目は、作付面積20a以上に対し定額10万円以内 ・対象品目作付け2年目は、作付面積20a以上に対し定額5万円以内 <p>※事業の対象期間は各年度内とし、各年度内に作付けを開始する場合、もしくは収穫を完了する場合とする。作付けから収穫まで完了する見込みについては、収穫を以って事業完了とみなす。</p> <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内
屋久島町	就農・漁業	農林漁業後継者育成資金貸与	<p>★ 町内に住所を有し、農林漁業に従事している期間が1年以上あり、かつ、満45歳以下で町長が認めた者に資金を貸与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○100万円以下 ・住宅資金 ・農林漁業機械機具等取得資金 ・建構築物造成資金 ・種苗購入資金 ・その他町長が必要と認める資金 ○100万円(限度額) ・結婚資金
屋久島町	就農・漁業	農林漁業後継者修学研修資金貸与	<p>★ 農林漁業後継者を確保するため、屋久島町に在住する農林漁家の子弟で身体強健かつ修学能力を有し、将来自営者として修学・研修しようとする者に研修資金を貸与します。</p> <p>学校教育法による農家、林業若しくは漁業に関する高等学校若しくは大学に修学する者又は、農家、林業若しくは漁業に関する試験研究機関に入所し、修学研修する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○月額21,000円以内

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
瀬戸内町	就農・漁業	営農支援センター研修制度	★ 農業経営を希望する者に対して、農業の基礎知識の習得と栽培技術に関する実践的な研修を行いながら、農業で自立を目指す新規就農者を育成し、本町の農業振興に資します。 ・研修期間 1年間 ・技術習得コース パッションフルーツ・他(重点振興品目) ・農業基礎講座コース 野菜栽培・病害虫・農業機械・土壌肥料・果樹栽培・農業経営
龍郷町	就農・漁業	農業次世代人材投資事業	★ 次世代を担う農業者となることを志向するものに対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する資金の交付を行う。(5年以内) 【経営開始型資金】 ・交付対象者:原則50歳未満の認定新規就農者
天城町	就農・漁業	新規就農者育成支援事業	★ 新規就農者を対象に1年間農業センターでの育成研修を行っています。対象は天城町内で新規就農を行う者に限ります。
伊仙町	就農・漁業	農業次世代人材投資事業	★ 次世代を担う農業者になることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立のために交付する資金です。 準備型と経営開始型の2種類があります。 ○ 経営開始型: 新規就農者に農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間最大150万円を給付。 ※前年度の所得に応じて給付する金額が変動 【経営開始型の6つの要件】 ①独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満の認定新規就農者であること。 ②独立・自営就農であること。 ③青年等就農計画が、独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 ④人・農地プランに位置づけられること。 ⑤生活保護等生活費を支給する国の他の事業と重複ではない、また農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人の経営者でないこと。 ⑥原則として青年新規就農者ネットワークに加入すること。 【独立・自営就農とは】 ①自ら農地の所有権、利用権を有している。 (農地が親族から賃借が過半である場合は、5年間の給付期間中に所有権移転すること。) ②主要な機械・施設を所有または借りている。 ③本人名義で生産物等を出荷・取引している。 ④経営収支を自らの通帳・帳簿で管理している。 ※その他要件あり
伊仙町	就農・漁業	新規就農研修生支援事業	★ 新規就農者を対象に農業センター『青緑の里』で育成研修を行っています。(随時)対象は伊仙町内で新規就農を行う者に限ります。